

	判定申請図書	電子データの単位・名称の標準	備考	
当初申請	判定申請書類1	 000委任状	副本に添付しない申請書類等	<p>PDFデータの共通仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解像度:300dpi以上 ・図面サイズ(意匠図、構造図): A3版の電子データを基本とする。(トリミング、トンボ等は設定しない。) ・セキュリティ機能: 使用しない (文書閲覧権限や印刷時のパスワード等の機能は設定しない。) ・PDFへの直接書き込み: レイヤー作成、注釈や図面描写機能による修正等を行わず、可変性のない状態(審査者による注釈等の変更ができない状態)とする。 (特に追加説明時に図書を部分的に補正する場合等は、補正後のファイルを再度pdf出力するなどし、可変性のない状態とする。) ・構造計算書や、一貫計算書など、1つのファイルが複数のセクション等から構成される場合には、PDFファイルのしおり機能等により適宜見出し(電子ファイル内の各セクション等へのリンク・ブックマーク)を付ける。 <p>留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記の区分により電子データを分割する ・複数棟を含む判定申請の場合、該当するファイル名の末尾に(〇〇棟)を追記し、区別する。(030構造図(A棟) など) ・計画変更申請の場合、該当するファイル名の冒頭の数字の後に(変更前)(変更後)を追記する。(030(変更後)構造図 など)
		 001建築計画概要書		
		 002安全証明書		
	判定申請書類2	 010判定申請書	副本に添付する申請書等	
		 011既存不適格調書		
	意匠図	 020意匠図		
	構造図	 030構造図		
	構造計算書	 040構造計算書	構造計算書表紙、目次、一貫計算書以外の計算書	
		 041一貫計算書	一貫計算書、チェックリスト	
		 042地盤調査報告書	計算書と別綴じの場合	
 043認定書・評定書等		計算書と別綴じの場合		
追加説明書	追加説明書	 099追加説明書	添付方法は次頁	

	判定申請図書	電子データの単位・名称の標準		備考
	追加説明書	 099追加説明書		追加説明書表紙、質疑回答書(必ず添付する)
添付図書		以下のうち、区分ごとに該当するものいずれかを添付する		<ul style="list-style-type: none"> 追加説明書には、添付図書として、申請図書一式(電子ファイル単位で、補正がなかった図書または、補正があった図書のいずれか)を添付する。 補正した箇所がある場合、電子ファイル単位で、補正後のファイルにより、補正する。 補正する図書については、ページを「追-p●●」とする等、追加図書であることが分かるよう適宜ページを印刷する。(追加説明書で補正箇所が判別できるようにする。) 当初申請時のファイルと、補正後のファイルを区別するため、補正後のファイルは1××...とファイル名の冒頭の数値を変更し、区別する。(2回目の追加説明の際には2××...とする) 補正箇所が極めて少なく、構造計算書(一貫計算書を除く)に数ページを追加する場合は、当初の計算書(040構造計算書)に<u>140-1</u>構造計算書(140ではなく、140-1とする点に注意)を追加することで補正可能とする。 一貫計算書の一部のみ補正することは認められない。(一式を再提出する必要がある。)
		補正がない図書	補正がある図書	
	判定申請書類1	 000委任状	 <u>100</u> 委任状	
		 001建築計画概要書	 <u>101</u> 建築計画概要書	
		 002安全証明書	 <u>102</u> 安全証明書	
	判定申請書類2	 010判定申請書	 <u>110</u> 判定申請書	
		 011既存不適格調書	 <u>111</u> 既存不適格調書	
	意匠図	 020意匠図	 <u>120</u> 意匠図	
	構造図	 030構造図	 <u>130</u> 構造図	
	構造計算書	 040構造計算書	 <u>140</u> 構造計算書	
		 041一貫計算書	 <u>141</u> 一貫計算書	
		 042地盤調査報告書	 <u>142</u> 地盤調査報告書	
 043認定書・評定書等		 <u>143</u> 認定書・評定書等		

数ページのみ追加する等補正箇所が極めて少ない場合には、

- ・040構造計算書(当初の計算書)に加え、
- ・140-1構造計算書(追加するページ)により補正することも可とする。

一貫計算書の一部のみを補正することは認められない。
(スカイツリー本(運用解説編2022年版p216、217)参照)